

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務落札者決定基準

令和5年(2023年)11月15日
北海道経済部地球温暖化対策課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務（以下「業務」という。）の総合評価競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、もっとも有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の得点配分を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の得点配分}$$

4 技術評価点

技術評価点は、別紙「若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務技術評価点評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、本基準の第5項に定めるところにより評価基準に記載する評価項目毎に評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

- (1) 技術評価点の評価は、道が設置した若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務の契約に係る総合評価審査会において審査する。
- (2) 1次評価においては、評価基準に記載する必須の評価項目が要求水準を満たして

いるか否かを事務局が判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、1項目でも要求水準を満たしていない場合、その時点で失格とする。

(3) 2次評価においては、加点項目について、その提案内容に応じて審査を行い、評価基準に示す点数の配点に基づき加点する。

(4) 技術評価点は、総合評価審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。
(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。)

6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の配分については、厳しい道財政を踏まえ、価格評価が重要であるとともに、入札者の提案内容によって当該業務の成果に大きく影響を受けるため、技術評価点についても重視する必要があることから、その配分割合は、
価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	50点	150点 うち基礎点 20点 うち加点 130点	200点

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務 技術評価点評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価区分	得点配分		評価の視点	
		基礎点	加点		
業務遂行能力	実施体制・業務遂行能力	必須	10	業務実施体制、役割（責任者、人員、組織図など）が記載され、提案内容が確実に実施される体制を有していると認められるか。	
		加点		10	業務処理スケジュールが適切であるか。
		加点		10	「ゼロカーボン北海道」に関する必要な情報を収集し、業務に関連する高度な専門的知識を有しているか。
		加点		10	学習教材の作製及び活用に向けた広報活動、SNS など若年世代への有効な普及啓発手法に関し、それぞれ十分な知見や技術を有しているか。
	過去の実績	加点		10	過去に同様の事業を実施したことがある等、十分な実績があるか。
	小計		10	40	
企画提案内容	全般	必須	10	企画提案指示書に記載の内容について不足がないか。	
		加点		5	実効性の高い独自の提案が盛り込まれているか。
	教材動画の作成	加点		20	ゼロカーボン北海道について主体的に考え、議論するための教材として適切な構成及びコンセプトが提案されているか。
		加点		20	高等学校等での活用を見据えた効果的なPR手法が提案されているか。
	啓発動画の作成	加点		20	メッセージ性を持たせるなど、若年世代が興味を持つような構成や内容となっているか。
		加点		10	web 広告は、セグメントとターゲットを適切に設定した上で効果的な媒体を選定し、誘導先の動画への興味が持てるような実施手法となっているか。
道施策との適合性	取組状況	加点		5	「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行っているか。（道外事業者の場合は、類似の実績）
		加点		4	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト）のいずれかに該当しているか。
		加点		1	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
		加点		5	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を行っているか。
小計		10	90		
合計		20	130		

【採点方法】

基礎点（事務局審査）

評価	配点
必要項目が記載されている	10点
必要項目が記載されていない	失格

加点（審査員審査）

評価	配点(5点満点)	配点(10点満点)	配点(20点満点)
非常に優れている	5点	10点	20点
優れている	4点	7点	15点
標準的である	3点	5点	10点
やや劣っている	2点	3点	5点
劣っている	0点	0点	0点

道政策との適合性の加点項目（事務局審査）

区分	北海道働き方推進企業認定制度			障がい者雇用		パートナーシップ構築宣言	ゼロカーボンチャレンジャー登録
	ゴールド	ブロンズ	ホワイト	大企業 4pt以上	中小企業 1pt以上	宣言済み	登録済み
評価	ゴールド	ブロンズ	ホワイト	大企業 4pt以上	中小企業 1pt以上	宣言済み	登録済み
配点	4点	2点	1点	1点	1点	5点	5点